

登録証明機関ヒアリングについて

MRI 三菱総合研究所

2022年6月14日

デジタル・イノベーション本部

ヒアリングについて

目的

- 技術基準適合証明等の業務を行う登録証明機関に対して、実務対応の観点から欧米の試験データ活用に関するヒアリングを実施し、検討の参考とする。

実施方法

- 第3回(本日)、第4回検討会において、各2者ずつ実施予定
第3回:一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター、株式会社UL Japan
第4回:株式会社ディーエスピーリサーチ、テュフ ラインランド ジャパン株式会社
- 以下の項目について、各者10分程度でご説明いただき、質疑応答の時間を10分程度設ける。
 1. 無線LAN及びBluetooth機器の認証について
 2. 欧米試験データの受入れについて
 3. 欧米試験データの活用の際の課題について
 4. 海外における認証の取組の参考事例について

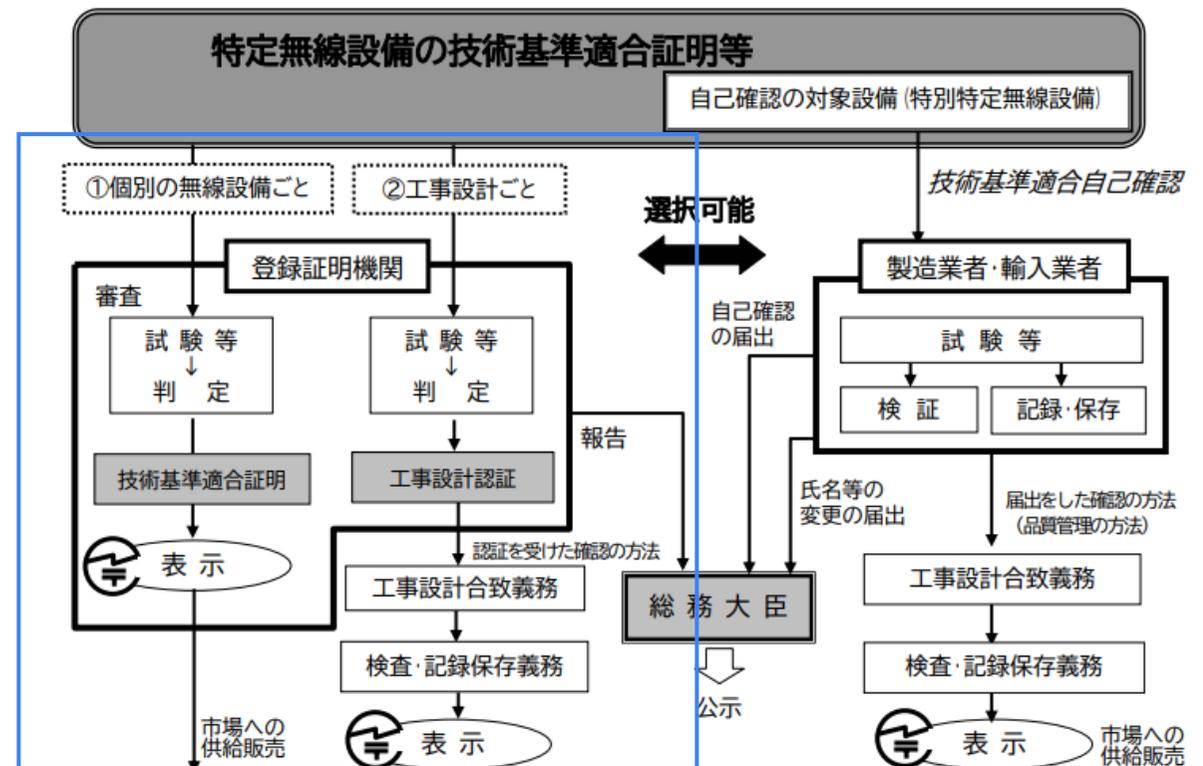
特定無線設備の技術基準適合証明等

- 無線局開設のための免許手続の特例として、小規模な無線局に使用するための無線設備であって総務省令で定めるもの(特定無線設備)について、登録証明機関が電波法に定める技術基準に適合していることを証明する制度。

- ①技術基準適合証明: 無線設備が技術基準に適合しているか否かの判定を、無線設備の個別の機器ごとに行う制度。
- ②工事設計認証: 無線設備が技術基準に適合しているか否かの判定を、無線設備の工事設計(設計図、タイプ)及び業者の無線設備の取扱い段階の品質管理方法に対して行う認証。

技術基準適合自己確認:(特別特定無線設備のみに適用されるため、ここでは省略)

審査項目	技術基準適合証明	工事設計認証
工事設計の審査 工事設計書に記載された内容が技術基準に適合するものかを審査する。	○	○
対比照合審査 申込設備とその工事設計書に記載された内容とを対比照合する。	○	○
特性試験 申込設備の試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。	○	○
確認の方法の審査 工事設計に基づき生産等を行う特定無線設備のいずれもがその工事設計に合致するものとなることを確保することができるかどうかについて適切に審査を行う。	—	○



登録証明機関に提出する書類

- 技術基準適合証明、工事設計認証を受けるに際して、申し込み者が登録証明機関に提出すべき書類等は以下の通り。
- 技術基準適合証明、工事設計認証ともに登録証明機関は、特性試験に代えて外部試験結果を活用して審査を行うことができる。ただし、登録証明機関は、自己の責任で外部試験結果の受入れの適否について判断する。

提出物	技術基準適合証明		工事設計認証	
	登録証明機関による試験	外部試験利用	登録証明機関による試験	外部試験利用
工事設計書 (証明規則※1別表第2号)	○	○	○	○
無線設備系統図 (工事設計書の添付図面)	○	○	○	○
部品の配置及び外観を示す写真又は図 (寸法を記入したもの)	△ 設備の開閉が困難な場合	○	△ 設備の開閉が困難な場合	○
確認方法書※2 (証明規則別表第4号)	—	—	○	○
申込設備	○	—	○	—
特性試験結果	—	○	—	○
その他、登録証明機関が求める書類等 (申込書、申込設備の取扱説明書など)	○	○	○	○

※1 昭和五十六年郵政省令第三十七号特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

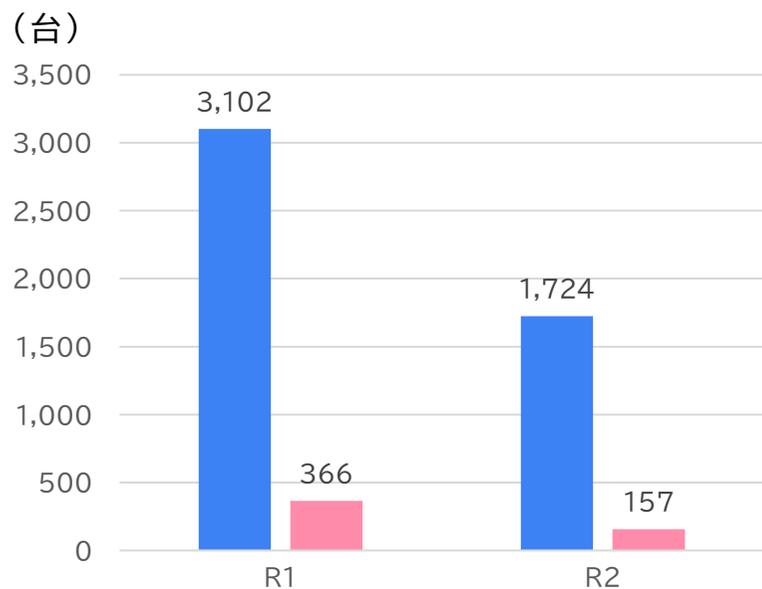
※2 工事設計合致義務を履行するための以下の事項を記載:①組織並びに管理者の責任及び権限、②工事設計合致義務を履行するための管理方法、③特定無線設備の検査、④測定器その他の設備の管理、⑤その他

特性試験の内容

- 特性試験は、技術基準適合証明、工事設計認証ともに、平成16年総務省告示第88号に規定された特性試験方法により行う。基本的に試験方法は共通だが、一部試験内容が異なる場合がある。
 - 無線LAN／Bluetoothの特性試験方法(平成16年総務省告示第88号別表第43、第45(告示改正原案))の場合の相違点は以下の通り。
 - 一般事項(共通)2電源電圧
- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| 技術基準適合証明: | 外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。 |
| その他／工事設計認証: | 外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10%とする。 |
- 特定無線設備の種別によって、工事設計認証の場合、周波数の偏差については温湿度試験及び振動試験を行う。

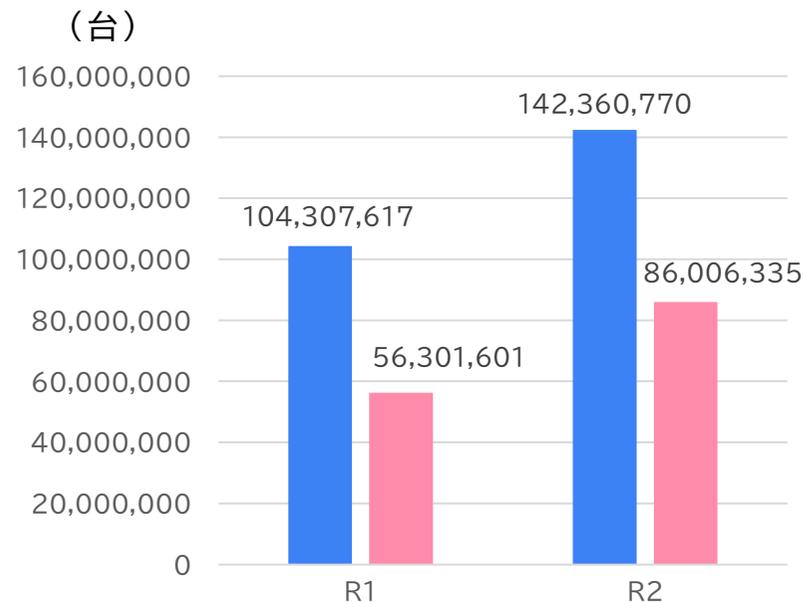
技術基準適合証明等を取得した設備の数

技術基準適合証明※1



- 2.4GHz帯小電力データ通信システム (2,400MHz以上 2,483.5MHz以下)
- 5GHz帯小電力データ通信システム (5,150MHzを超え、5,350MHz以下、5,470MHzを超え5,725MHz以下)

工事設計認証※2



- 2.4GHz帯小電力データ通信システム (2,400MHz以上 2,483.5MHz以下)
- 5GHz帯小電力データ通信システム (5,150MHzを超え、5,350MHz以下、5,470MHzを超え5,725MHz以下)

調査方法：登録証明機関及び国内の認証取扱業者（過去2年間に対象無線設備の認証取得実績がある者）に対して報告を求めている。

※1 技術基準適合証明を受けた設備の台数

※2 工事設計認証を受けた特定無線設備に係る検査を行った特定無線設備の数量